

# 使 用 料 規 程

平成13年10月2日届出

一部変更 平成14年 2月28日届出

一部変更 平成15年 6月27日届出

一部変更 平成16年 6月 1日届出

一部変更 平成17年 2月25日届出

一部変更 平成17年11月25日届出

一部変更 平成18年11月29日届出

JASRAC

社団法人 日本音楽著作権協会

# 目 次

第 1 章	総 則	1 頁
第 2 章	著作物の使用料	2 頁
第 1 節	演奏等	2 頁
第 2 節	放送等	47 頁
第 3 節	映 画	51 頁
第 4 節	出版等	55 頁
第 5 節	オーディオ録音	57 頁
第 6 節	オルゴール	58 頁
第 7 節	ビデオグラム	59 頁
第 8 節	有線放送	62 頁
第 9 節	貸 与	64 頁
第 10 節	業務用通信カラオケ	66 頁
第 11 節	インタラクティブ配信	69 頁
第 12 節	B G M	87 頁
第 13 節	CDグラフィックス等	89 頁
第 14 節	カラオケ用 IC メモリーカード	90 頁
第 15 節	そ の 他	91 頁

# 第1章 総 則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第15節に定める額とする。

- (1) 演 奏 等 (2) 放 送 等 (3) 映 画 (4) 出 版 等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム (8) 有線放送
- (9) 貸 与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
- (12) B G M (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード (15) そ の 他

2 「演劇的音楽著作物」とは、オペラ、ミュージカル、バレエ等楽曲が演劇的要素と結合した舞台用著作物をいう。

(総則の備考)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化又は利用目的による公平化を図るため、本規程に別段の定めがないときは、別に定める基準に基づき、減額することができる。

## 第2章 著作物の使用料

### 第1節 演奏等

#### 1 上演形式による演奏

演劇的音楽著作物の上演形式による演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。

① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の10%の額とする。

ただし、定員数に10円を乗じて得た額あるいは5,000円を下回る場合には、そのいずれか多い額とする。

② 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に8円を乗じて得た額あるいは4,000円のいずれか多い額とする。

公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が2時間までの場合の金額に、その25%の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、演劇的音楽著作物を構成する1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の1%の額又は(イ)に定める額のいずれか多い額とする。

(イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額	定員	使用料額
100名まで	500円	5,500名まで	4,400円
500名まで	600円	6,000名まで	4,800円
1,000名まで	800円	6,500名まで	5,200円
1,500名まで	1,200円	7,000名まで	5,600円
2,000名まで	1,600円	7,500名まで	6,000円
2,500名まで	2,000円	8,000名まで	6,400円
3,000名まで	2,400円	8,500名まで	6,800円
3,500名まで	2,800円	9,000名まで	7,200円
4,000名まで	3,200円	9,500名まで	7,600円
4,500名まで	3,600円	10,000名まで	8,000円
5,000名まで	4,000円		

定員が10,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が10,000名までの場合の金額に、400円を加算した額とする。

- ② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

## 2 演奏会における演奏

演奏会（コンサート、音楽発表会等音楽の提供を主たる目的とする催物をいう。）における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。

① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の5%の額とする。

ただし、定員数に5円を乗じて得た額あるいは2,500円を下回る場合には、そのいずれか多い額を使用料とする。

② 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に4円を乗じて得た額あるいは2,000円のいずれか多い額とする。

公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が2時間までの場合の金額に、その25%の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の0.5%の額又は(イ)に定める額のいずれか多い額とする。

(イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額	定員	使用料額
100名まで	250円	5,500名まで	2,200円
500名まで	300円	6,000名まで	2,400円
1,000名まで	400円	6,500名まで	2,600円
1,500名まで	600円	7,000名まで	2,800円
2,000名まで	800円	7,500名まで	3,000円
2,500名まで	1,000円	8,000名まで	3,200円
3,000名まで	1,200円	8,500名まで	3,400円
3,500名まで	1,400円	9,000名まで	3,600円
4,000名まで	1,600円	9,500名まで	3,800円
4,500名まで	1,800円	10,000名まで	4,000円
5,000名まで	2,000円		

定員が10,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が10,000名までの場合の金額に、200円を加算した額とする。

② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

### 3 演奏会以外の催物における演奏

演奏会以外の催物における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) レビューショー、ファッションショー、サーカス、舞踊会、アイススケートショー、フィギュアスケート、シンクロナイズド・スイミング、体操競技等舞踊、演技、衣裳が重要な要素となる催物における演奏

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円
1,500円まで	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円
2,000円まで	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円
2,500円まで	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円
3,000円まで	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円
3,500円まで	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円
4,000円まで	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円
4,500円まで	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	76,000円
5,000円まで	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	76,000円	80,000円

(イ) 入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、入場料が5,000円までの場合の金額に、4,000円を加算した額とする。

(ロ) 定員が10,000名を超える場合の使用料は、5,000名までを超えるごとに、定員が10,000名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は2,000円を、有料の場合は4,000円を、それぞれ加算した額とする。

(ハ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が1時間以上2時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。

(ニ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が1時間以上2時間までの場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円
1,500円まで	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円
2,000円まで	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円
2,500円まで	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円
3,000円まで	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円
3,500円まで	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円
4,000円まで	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円	3,600円
4,500円まで	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円	3,600円	3,800円
5,000円まで	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円	3,600円	3,800円	4,000円

㉞ 入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、入場料が5,000円までの場合の金額に、200円を加算した額とする。

㉟ 定員が10,000名を超える場合の使用料は、5,000名までを超えるごとに、定員が10,000名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は100円を、有料の場合は200円を、それぞれ加算した額とする。

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。



(2) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,500円まで	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円
2,000円まで	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円
2,500円まで	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円
3,000円まで	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円
3,500円まで	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円
4,000円まで	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円
4,500円まで	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円
5,000円まで	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円	25,800円

入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、  
入場料が5,000円までの場合の金額に、1,200円を加算した額とする。

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公  
演時間が1時間以上2時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額  
とする。

(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が1時間以上2時  
間までの場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円
1,500円まで	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円
2,000円まで	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円
2,500円まで	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円
3,000円まで	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円
3,500円まで	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円
4,000円まで	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円
4,500円まで	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円
5,000円まで	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円

入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、入場料が5,000円までの場合の金額に、100円を加算した額とする。

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(3) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏

① 演奏場所1カ所の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

㊦ 1カ月の使用料は、下表のとおりとする。

1カ月の延演奏時間	30時間まで	45時間まで	60時間まで	75時間まで	90時間まで
使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円

1カ月の延演奏時間	105時間まで	120時間まで	135時間まで	150時間まで	150時間を超える場合
使用料額	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円

㊧ 1日の使用料は、下表のとおりとする。

1日の延演奏時間	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
使用料額	1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円

1日の延演奏時間	3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで	5時間を超える場合
使用料額	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

㊦ 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とする。

㊧ 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とする。

利用時間が、10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、300円を加算した額とする。

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

(4) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏

① 演奏場所 1 ヶ所又はパレード 1 編成の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

1 ヶ月及び 1 日の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	1 ヶ月の使用料額	1 日の使用料額
無 料	12,000 円	900 円
1,000 円まで	40,000 円	3,000 円
2,000 円まで	60,000 円	4,500 円
3,000 円まで	80,000 円	6,000 円
3,000 円を超える場合	100,000 円	7,500 円

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

㉞ 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	使用料額
無 料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

㉟ 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

(5) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス等各種のスポーツの催物における演奏

① 催物 1 日 1 回の使用料は、下表のとおりとする。

定員	1,000名	3,000名	5,000名	10,000名	30,000名	50,000名	50,000名を
入場料	まで	まで	まで	まで	まで	まで	超える場合
無料	900円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円	3,150円	3,600円
1,000円まで	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	13,500円
3,000円まで	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	15,000円
3,000円を超える場合	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	16,500円

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	1,000名	3,000名	5,000名	10,000名	30,000名	50,000名	50,000名を
入場料	まで	まで	まで	まで	まで	まで	超える場合
無料	120円	180円	240円	300円	360円	420円	480円
1,000円まで	400円	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
3,000円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	2,000円
3,000円を超える場合	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,200円

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(6) 航空機、鉄道、自動車、船舶等各種の交通機関における演奏

本規定の(1)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

(7) その他の演奏

本規定の(1)から(6)以外の演奏の場合は、本規定の(1)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)

(定員)

① 定員とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている客席の総数をいい、次により算出した数の合計数とする。

(ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数

(イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数

(ウ) 椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数

(入場料)

② 入場料とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価（消費税額を含まないもの。以下同じ。）をいう。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料という。

会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとする。

(総入場料算定基準額)

③ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。

(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。

ただし、平成24年3月31日までの間、入場料に定員数を乗じた額が800万円を超える場合は800万円を超える額の40%の額に640万円を加算した額、同じく3,000万円を超える場合は3,000万円を超える額の15%の額に1,520万円を加算した額とする。

(イ) (ア)にかかわらず、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合は、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とする。

ただし、平成24年3月31日までの間、入場料に定員数を乗じた額が800万円を超える場合は800万円を超える額の25%の額に400万円を加算した額、同じく3,000万円を超える場合は3,000万円を超える額の10%の額に950万円を加算した額とする。

(レコード演奏)

- ④ 3演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合において、適法に録音された録音物による著作物の演奏（以下「レコード演奏」という。）が行われる場合の使用料は、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。

(経過措置)

- ⑤ 2演奏会における演奏(1)①の規定の5%は、平成15年10月1日から平成18年3月31日までは2%、平成18年4月1日から平成21年3月31日までは3%、平成21年4月1日から平成24年3月31日までは4%とそれぞれ読み替えるものとする。
- ⑥ 2演奏会における演奏(2)①の規定の0.5%は、平成15年10月1日から平成18年3月31日までは0.2%、平成18年4月1日から平成21年3月31日までは0.3%、平成21年4月1日から平成24年3月31日までは0.4%とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

- ⑦ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2演奏会における演奏及び3演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ⑧ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。

#### 4 カラオケ施設における演奏等

カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設（以下「カラオケ施設」という。）において、著作物を演奏又は上映（映画フィルムを用いた上映を除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合の使用料は、演奏等が行われる1部屋を単位として、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
1,000円まで	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
1,500円まで	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
2,000円まで	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

① 標準単位料金が2,000円を超える場合の使用料は、500円までを増すごとに、「2,000円まで」の場合の使用料に、「500円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。

② 定員が100名を超える場合の使用料は、50名を増すごとに区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	90円	180円	270円	360円
1,000円まで	120円	240円	360円	480円
1,500円まで	150円	300円	450円	600円
2,000円まで	180円	360円	540円	720円



- (7) 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。
- (イ) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、50 名を増すごとに区分 4 の場合の使用料に、区分 1 の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の使用料の 2 倍の額とする。
- 利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料に、その同額を加算した額とする。

(カラオケ施設における演奏等の備考)

(定員)

- ① 定員とは、施設に設備されている客席の総数をいい、1人掛けの椅子席についてはその数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数を、椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数を、それぞれ客席の数とみなす。

(標準単位料金)

- ② 標準単位料金とは、カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき通常支払うことを必要とされる料金相当額（消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいい、その算定方法については、次のとおりとする。

(ア) 部屋料に歌唱料が含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料（飲食代金が含まれているかどうかを問わない。また、1人あたりの部屋料相当額が明示されていない場合は、1部屋1時間あたりの部屋料相当額を定員数で除して得た額。以下同じ。）を標準単位料金とする。

(イ) 部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額を標準単位料金とする。

(ウ) 部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額を標準単位料金とする。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)により難しい場合は、標準単位料金を500円とみなす。

(オ) カラオケ教室における利用の場合には、当分の間、標準単位料金を500円とみなす。

(カ) 部屋料又は歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。

(歌曲)

- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

- ④ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

- ⑤ (1)及び(2)にかかわらず、専らカラオケ伴奏による歌唱（歌手などの出演者が出演報酬をうけて行う歌唱は除く。以下本節において同じ。）が行われる場合であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

(ア) ビデオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	4,000円
2	10名を超え 30名まで	8,000円
3	30名を超え 50名まで	12,000円
4	50名を超え100名まで	16,000円

(イ) オーディオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	3,000円
2	10名を超え 30名まで	6,000円
3	30名を超え 50名まで	9,000円
4	50名を超え100名まで	12,000円

(ウ) 定員が100名を超える場合の使用料は、(1)に定める使用料の額とする。

(エ) 定員が3名までの場合の使用料は、1部屋の面積が6㎡以上の場合を除き、区分1の場合の使用料の $\frac{80}{100}$ の額とする。

(注) ㉞ ビデオカラオケとは、専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音とともに影像を連続して再生するものをいい、オーディオカラオケとは、ビデオカラオケ以外のものをいう（以下本節において同じ。）。

- ① 同一部屋内で(ア)及び(イ)の方法により著作物を利用する場合の使用料は、(ア)による。

## 5 社交場における演奏等

キャバレー、バー、スナック、音楽喫茶店、ダンスホール、旅館その他設備を設け客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設（以下「社交場」という。）において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1、2、3及び6の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### (1) 使用料の種類

社交場における演奏等の使用料の種類は、次のとおりとする。

#### ① 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(ア) 月額使用料

(イ) 1日あたりの使用料

(ウ) 1日1回あたりの使用料

#### ② ①によらない場合

1曲1回の使用料

### (2) 使用料の適用区分

社交場における演奏等の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次のとおりとする。

#### 区分1 設備を設けて客に飲食をさせる営業

##### (1) 主として不特定の客を対象とするもの

業種1 キャバレー、ナイトクラブなど酒類の提供とともに客にダンスをさせることを目的とするもの  
……………別表1、別表15又は別表16

業種2 バー、クラブ、カフェーなど酒類の提供を主たる目的とするものであって、ホステス等の社交員の接待が通常伴うもの（業種1に該当するものを除く。）  
……………別表2、別表15又は別表16

業種3 スナック、パブ、ビヤホール、居酒屋など酒類の提供を主たる目的とするもの（業種1又は業種2に該当するものを除く。）  
……………別表3、別表15又は別表16

業種4 レストラン、グリルなど料理の提供を主たる目的とするもの  
……………別表4、別表15又は別表16

業種5 ライブハウス、音楽喫茶など音楽の鑑賞を主たる目的とするもの  
……………別表5、別表15又は別表16

業種 6 レストランシアターなど演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とするもの

……………別表 6、別表 15 又は別表 16

(2) 団体客、招待客など主として特定の客を対象とするもの

業種 7 結婚会館、料理店、旅館、ホテルなどの施設における営業であって、宴会を主たる目的とするもの

……………別表 7 又は別表 16

区分 2 設備を設けて客にダンスをさせる営業（飲食を伴うものを除く。）

業種 8 ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とするもの

……………別表 8 又は別表 16

業種 9 ダンスホール、ディスコテークなど業種 8 以外のもの

……………別表 9、別表 15 又は別表 16

区分 3 特定の施設における営業

特定の施設で行われる次の営業については、区分 1 及び区分 2 にかかわらず、この区分による。

業種 10 業種 6 の営業であって、ヘルスセンター、レジャーセンターなど娯楽、健康管理などを目的とする設備を客に利用させる施設において行われるもの

……………別表 10、別表 15 又は別表 16

業種 11 旅館、ホテルなどの宿泊施設において、主として宿泊客を対象とするもの

……………別表 11 又は別表 16

業種 12 ビヤガーデン、スキー場内施設など季節の一定期間営業を行う施設において行われるもの

……………別表 12 又は別表 17

区分 4 特別に行われる営業

常時行われない次の営業については、区分 1、区分 2 及び区分 3 にかかわらず、この区分による。

業種 13 ディナーショーなどホテルなどの施設において、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とするものであって、飲食を伴うもの

……………別表 13 又は別表 18

業種 14 ダンスパーティーなどダンスをさせることを主たる目的とするもの（飲食を伴うかどうかは問わない。）

……………別表 14 又は別表 19

(社交場における演奏等の備考)

(座席数及び面積)

- ① 座席数とは、社交場に設備されている客席の総数をいう。
- ② 面積とは、
  - (ア) 業種 8、業種 9 及び業種 14 においては、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。
  - (イ) 業種 7 においては、主として宴会のために設けられた場所（壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分）の面積をいう。
- ③ 座席数の算定方法は、次のとおりとする。
  - (ア) 椅子席等の場合  
1 人用の椅子又は座席については、その数を、2 人掛け以上の長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除して得た数を座席数とみなす。
  - (イ) その他の場合  
椅子又は座席以外の客席については、当該部分の面積を 1.5 m<sup>2</sup> で除して得た数を座席数とみなす。
  - (ウ) 社交員数の控除  
業種 1 及び業種 2 においてホステスなどの常勤の社交員がいる場合は、座席数 81 席以上のものは、その座席数の $\frac{20}{100}$ の数を限度とし、業種 2 の座席数が 41 席以上 80 席までのものは、その座席数の $\frac{10}{100}$ の数を限度とし、(ア)又は(イ)により算定した座席数から常勤の社交員数を控除した数を座席数とする。

(標準単位料金)

- ④ 標準単位料金とは、社交場をその営業の目的に従って利用する場合に客 1 人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額（いずれの名義をもってするかを問わない。）をいい、その基準については、著作物使用料規程取扱細則に定める。

(歌 曲)

- ⑤ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、1 曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

- ⑥ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(生演奏等)

- ⑦ 生演奏とは、ピアノ、ギターなどの楽器を用いて行う演奏又は歌手などの歌唱をいう。ただし、カラオケ伴奏による歌唱を含まないものとする。
- ⑧ 業種1から業種5まで及び業種9において月間125時間を超える生演奏が行われる場合の使用料は、25時間までを超えるごとに、月間60時間までの生演奏の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。
- ⑨ 1曲1回の利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の使用料の2倍の額とする。利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料にその同額を加算した額とする。

(レコード演奏)

- ⑩ レコード演奏とは、適法に録音された録音物による著作物の演奏をいう。それ以外の録音物による演奏については、生演奏の使用料の額とする。
- ⑪ 業種2から業種4までにおいて著作権法施行令(昭和45年12月10日政令第335号)附則第3条第1号から第3号まで(平成11年政令第405号にて削除)に定める事業に伴いレコード演奏が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、各業種に適用される別表に定める月間60時間を超え125時間までの生演奏の使用料の $\frac{40}{100}$ の額とする。

(ビデオグラムの上映)

- ⑫ ビデオグラムとは、第7節ビデオグラムの規定により著作物を録音したものをいう。
- ⑬ 各業種(業種7、業種8及び業種12から業種14までを除く。)においてビデオグラムの上映(歌唱の伴奏として行われるビデオグラムの上映は除く。本備考⑭、⑮及び⑰において同じ。)が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当分の間、該当する業種に適用される別表(業種11については別表中「宴会場以外の施設」の場合に限る。)に定める生演奏(月間60時間を超え125時間までの生演奏の区分のある場合は、それによる。)の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

- ⑭ 各業種においてビデオグラムの上映が行われる場合の1曲1回の使用料は、各業種に適用される別表16から別表19までに定める生演奏の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。
- ⑮ 区分3の業種を除き、ビデオグラムの上映が喫茶店など主としてコーヒー、ジュース等の飲物の提供を目的とする営業を行う施設において行われる場合は、その営業を業種5の営業とみなす。

(カラオケ伴奏による歌唱の特例)

- ⑯ 業種1から業種7、業種9及び業種10において、客席面積又は宴会場面積が165㎡(50坪)までの場所でカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、該当する業種に適用される別表に定める使用料にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

区分	客席面積又は宴会場面積	月額使用料
1	33.0㎡(10坪)まで	3,500円
2	33.0㎡(10坪)を超え66.0㎡(20坪)まで	7,500円
3	66.0㎡(20坪)を超え165.0㎡(50坪)まで	12,000円

(注)

- ア 客席面積とは、客に飲食もしくはダンスをさせ、又は歌唱させるために設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算したものをいう。また、宴会場面積とは、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分)の面積をいう。
- イ 業種7に適用される別表に定める使用料がこの規定による使用料を下回る場合は、この規定を適用しない。
- ウ 業種3において特別の舞台を設け、かつ、司会者の司会の下に客に歌唱を競わせるなど一定の目的をもって歌唱させる場合は、この規定を適用しない。

(使用料の計算の特例)

- ⑰ 同一場所において生演奏、レコード演奏、ビデオグラムの上映及びカラオケ伴奏による歌唱のうち2以上の異なる方法により著作物を利用する場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料の計算は、次のとおりとする。
- (ア) 業種1から業種5まで及び業種9において月間60時間を超える生演奏と、レコード演奏など他の方法による演奏等とが行われる場合は、該当する業種に適用される別表に定める月間60時間を超える生演奏の使用料の額とする。



- (イ) 業種 6、業種 10 及び業種 11 において生演奏と、レコード演奏など他の方法による演奏等が行われる場合は、該当する業種に適用される別表（業種 11 については別表中の「宴会場以外の施設」の場合に限る。）に定める生演奏の使用料の額とする。
- (ウ) 業種 1 から業種 5 まで及び業種 9 において月間 60 時間までの生演奏と、レコード演奏など他の方法による演奏等が行われる場合は、該当する業種に適用される別表に定める月間 60 時間を超え 125 時間までの生演奏の使用料の  $\frac{80}{100}$  の額又は各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額のいずれか少ない額とする。
- (エ) 各業種（業種 7、業種 8 及び業種 12 から業種 14 までを除く。）において生演奏以外の 2 以上の方法による演奏等が行われる場合は、該当する業種に適用される別表（業種 11 については別表中の「宴会場以外の施設」の場合に限る。）に定める生演奏（月間 60 時間を超え 125 時間までの生演奏の区分のある場合は、それによる。）の使用料の  $\frac{60}{100}$  の額又は各利用方法ごとに算定した使用料を合算した額のいずれか少ない額とする。
- (オ) (ア)、(ウ) 及び (エ) にかかわらず、業種 3 において本備考⑩(注)㉑に該当するカラオケ伴奏による歌唱がある場合の使用料の計算は、次のとおりとする。
- ㉑ 生演奏とカラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、それぞれの演奏及び歌唱時間を合算した時間を演奏時間とし、別表 3 に定める生演奏の使用料の額とする。
- ㉒ レコード演奏又はビデオグラムの上映と、カラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、別表 15 に定める使用料の額とする。

別 表

① 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

別表1 (業種1)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料		
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏	レコード 演 奏
40席 まで	5,000円まで	45,000円	27,000円	18,000円
	10,000円まで	54,000円	33,000円	22,000円
	15,000円まで	63,000円	38,000円	26,000円
	20,000円まで	72,000円	44,000円	29,000円
80席 まで	5,000円まで	68,000円	41,000円	28,000円
	10,000円まで	82,000円	50,000円	34,000円
	15,000円まで	96,000円	58,000円	40,000円
	20,000円まで	109,000円	66,000円	45,000円
120席 まで	5,000円まで	81,000円	49,000円	33,000円
	10,000円まで	98,000円	59,000円	40,000円
	15,000円まで	114,000円	69,000円	47,000円
	20,000円まで	130,000円	79,000円	53,000円
160席 まで	5,000円まで	102,000円	62,000円	41,000円
	10,000円まで	123,000円	75,000円	50,000円
	15,000円まで	143,000円	87,000円	58,000円
	20,000円まで	164,000円	100,000円	66,000円
200席 まで	5,000円まで	122,000円	74,000円	49,000円
	10,000円まで	147,000円	89,000円	59,000円
	15,000円まで	171,000円	104,000円	69,000円
	20,000円まで	196,000円	119,000円	79,000円
300席 まで	5,000円まで	162,000円	98,000円	65,000円
	10,000円まで	195,000円	118,000円	78,000円
	15,000円まで	227,000円	138,000円	91,000円
	20,000円まで	260,000円	157,000円	104,000円
400席 まで	5,000円まで	203,000円	122,000円	82,000円
	10,000円まで	244,000円	147,000円	99,000円
	15,000円まで	285,000円	171,000円	115,000円
	20,000円まで	325,000円	196,000円	132,000円
500席 まで	5,000円まで	243,000円	146,000円	98,000円
	10,000円まで	292,000円	176,000円	118,000円
	15,000円まで	341,000円	205,000円	138,000円
	20,000円まで	389,000円	234,000円	157,000円
750席 まで	5,000円まで	324,000円	195,000円	130,000円
	10,000円まで	389,000円	234,000円	156,000円
	15,000円まで	454,000円	273,000円	182,000円
	20,000円まで	519,000円	312,000円	208,000円
1,000席 まで	5,000円まで	405,000円	243,000円	162,000円
	10,000円まで	486,000円	292,000円	195,000円
	15,000円まで	567,000円	341,000円	227,000円
	20,000円まで	648,000円	389,000円	260,000円
1,000席 を超える場合	5,000円まで	567,000円	341,000円	227,000円
	10,000円まで	681,000円	410,000円	273,000円
	15,000円まで	794,000円	478,000円	318,000円
	20,000円まで	908,000円	546,000円	364,000円

標準単位料金が20,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、  
「20,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表 2 (業種 2)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料	
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏
20席 まで	5,000円まで	20,000円	12,000円
	10,000円まで	24,000円	15,000円
	15,000円まで	28,000円	17,000円
40席 まで	5,000円まで	36,000円	22,000円
	10,000円まで	44,000円	27,000円
	15,000円まで	51,000円	31,000円
80席 まで	5,000円まで	54,000円	33,000円
	10,000円まで	65,000円	40,000円
	15,000円まで	76,000円	47,000円
120席 まで	5,000円まで	72,000円	44,000円
	10,000円まで	87,000円	53,000円
	15,000円まで	101,000円	62,000円
160席 まで	5,000円まで	90,000円	54,000円
	10,000円まで	108,000円	65,000円
	15,000円まで	126,000円	76,000円
200席 まで	5,000円まで	108,000円	65,000円
	10,000円まで	130,000円	78,000円
	15,000円まで	152,000円	91,000円
300席 まで	5,000円まで	144,000円	87,000円
	10,000円まで	173,000円	105,000円
	15,000円まで	202,000円	122,000円
400席 まで	5,000円まで	180,000円	108,000円
	10,000円まで	216,000円	130,000円
	15,000円まで	252,000円	152,000円
500席 まで	5,000円まで	216,000円	130,000円
	10,000円まで	260,000円	156,000円
	15,000円まで	303,000円	182,000円
500席 を超える場合	5,000円まで	288,000円	173,000円
	10,000円まで	346,000円	208,000円
	15,000円まで	404,000円	243,000円

標準単位料金が15,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、  
「15,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表3 (業種3)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料	
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏
20席 まで	2,000円まで	15,000円	9,000円
	4,000円まで	18,000円	11,000円
	6,000円まで	21,000円	13,000円
30席 まで	2,000円まで	21,000円	13,000円
	4,000円まで	26,000円	16,000円
	6,000円まで	30,000円	19,000円
40席 まで	2,000円まで	27,000円	17,000円
	4,000円まで	33,000円	21,000円
	6,000円まで	38,000円	24,000円
60席 まで	2,000円まで	34,000円	21,000円
	4,000円まで	41,000円	26,000円
	6,000円まで	48,000円	30,000円
80席 まで	2,000円まで	41,000円	25,000円
	4,000円まで	50,000円	30,000円
	6,000円まで	58,000円	35,000円
120席 まで	2,000円まで	54,000円	33,000円
	4,000円まで	65,000円	40,000円
	6,000円まで	76,000円	47,000円
160席 まで	2,000円まで	68,000円	41,000円
	4,000円まで	82,000円	50,000円
	6,000円まで	96,000円	58,000円
200席 まで	2,000円まで	81,000円	49,000円
	4,000円まで	98,000円	59,000円
	6,000円まで	114,000円	69,000円
300席 まで	2,000円まで	108,000円	65,000円
	4,000円まで	130,000円	78,000円
	6,000円まで	152,000円	91,000円
400席 まで	2,000円まで	135,000円	81,000円
	4,000円まで	162,000円	98,000円
	6,000円まで	189,000円	114,000円
500席 まで	2,000円まで	162,000円	98,000円
	4,000円まで	195,000円	118,000円
	6,000円まで	227,000円	138,000円
750席 まで	2,000円まで	216,000円	130,000円
	4,000円まで	260,000円	156,000円
	6,000円まで	303,000円	182,000円
1,000席 まで	2,000円まで	270,000円	162,000円
	4,000円まで	324,000円	195,000円
	6,000円まで	378,000円	227,000円
1,000席 を超える場合	2,000円まで	378,000円	227,000円
	4,000円まで	454,000円	273,000円
	6,000円まで	530,000円	318,000円

標準単位料金が6,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを増すごとに、  
「6,000円まで」の場合の使用料に、「2,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表 4 (業種 4)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料	
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏
40席 まで	3,000円まで	32,000円	20,000円
	6,000円まで	39,000円	24,000円
	9,000円まで	45,000円	28,000円
80席 まで	3,000円まで	48,000円	29,000円
	6,000円まで	58,000円	35,000円
	9,000円まで	68,000円	41,000円
120席 まで	3,000円まで	63,000円	38,000円
	6,000円まで	76,000円	46,000円
	9,000円まで	89,000円	54,000円
160席 まで	3,000円まで	79,000円	48,000円
	6,000円まで	95,000円	58,000円
	9,000円まで	111,000円	68,000円
200席 まで	3,000円まで	95,000円	57,000円
	6,000円まで	114,000円	69,000円
	9,000円まで	133,000円	80,000円
300席 まで	3,000円まで	126,000円	76,000円
	6,000円まで	152,000円	92,000円
	9,000円まで	177,000円	107,000円
400席 まで	3,000円まで	158,000円	95,000円
	6,000円まで	190,000円	114,000円
	9,000円まで	222,000円	133,000円
500席 まで	3,000円まで	189,000円	114,000円
	6,000円まで	227,000円	137,000円
	9,000円まで	265,000円	160,000円
500席 を超える場合	3,000円まで	252,000円	152,000円
	6,000円まで	303,000円	183,000円
	9,000円まで	353,000円	213,000円

標準単位料金が9,000円を超える場合の使用料は、3,000円までを増すごとに、  
「9,000円まで」の場合の使用料に、「3,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表5 (業種5)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月額使用料		
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏	レコード 演奏
20席 まで	1,000円まで	20,000円	12,000円	8,000円
	2,000円まで	24,000円	15,000円	10,000円
	3,000円まで	28,000円	17,000円	12,000円
30席 まで	1,000円まで	27,000円	17,000円	11,000円
	2,000円まで	33,000円	21,000円	14,000円
	3,000円まで	38,000円	24,000円	16,000円
40席 まで	1,000円まで	36,000円	22,000円	15,000円
	2,000円まで	44,000円	27,000円	18,000円
	3,000円まで	51,000円	31,000円	21,000円
60席 まで	1,000円まで	45,000円	27,000円	18,000円
	2,000円まで	54,000円	33,000円	22,000円
	3,000円まで	63,000円	38,000円	26,000円
80席 まで	1,000円まで	54,000円	33,000円	22,000円
	2,000円まで	65,000円	40,000円	27,000円
	3,000円まで	76,000円	47,000円	31,000円
120席 まで	1,000円まで	72,000円	44,000円	29,000円
	2,000円まで	87,000円	53,000円	35,000円
	3,000円まで	101,000円	62,000円	41,000円
160席 まで	1,000円まで	90,000円	54,000円	36,000円
	2,000円まで	108,000円	65,000円	44,000円
	3,000円まで	126,000円	76,000円	51,000円
200席 まで	1,000円まで	108,000円	65,000円	44,000円
	2,000円まで	130,000円	78,000円	53,000円
	3,000円まで	152,000円	91,000円	62,000円
300席 まで	1,000円まで	144,000円	87,000円	58,000円
	2,000円まで	173,000円	105,000円	70,000円
	3,000円まで	202,000円	122,000円	82,000円
400席 まで	1,000円まで	180,000円	108,000円	72,000円
	2,000円まで	216,000円	130,000円	87,000円
	3,000円まで	252,000円	152,000円	101,000円
500席 まで	1,000円まで	216,000円	130,000円	87,000円
	2,000円まで	260,000円	156,000円	105,000円
	3,000円まで	303,000円	182,000円	122,000円
500席 を超える場合	1,000円まで	288,000円	173,000円	116,000円
	2,000円まで	346,000円	208,000円	140,000円
	3,000円まで	404,000円	243,000円	163,000円

標準単位料金が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、  
「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表 6 (業種 6)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料	
		生 演 奏	レコード 演 奏
100席 まで	5,000円まで	58,000円	24,000円
	10,000円まで	70,000円	29,000円
	15,000円まで	82,000円	34,000円
200席 まで	5,000円まで	87,000円	35,000円
	10,000円まで	105,000円	42,000円
	15,000円まで	122,000円	49,000円
300席 まで	5,000円まで	116,000円	47,000円
	10,000円まで	140,000円	57,000円
	15,000円まで	163,000円	66,000円
400席 まで	5,000円まで	144,000円	58,000円
	10,000円まで	173,000円	70,000円
	15,000円まで	202,000円	82,000円
500席 まで	5,000円まで	173,000円	70,000円
	10,000円まで	208,000円	84,000円
	15,000円まで	243,000円	98,000円
750席 まで	5,000円まで	231,000円	93,000円
	10,000円まで	278,000円	112,000円
	15,000円まで	324,000円	131,000円
1,000席 まで	5,000円まで	288,000円	116,000円
	10,000円まで	346,000円	140,000円
	15,000円まで	404,000円	163,000円
1,000席 を超える場合	5,000円まで	404,000円	162,000円
	10,000円まで	485,000円	195,000円
	15,000円まで	566,000円	227,000円

標準単位料金が 15,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、  
「15,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表7 (業種7)

面積	標準単位料金	月額使用料	1日1回(宴会1回)あたりの使用料
60㎡ まで	3,000円まで	5,000円	1,500円
	6,000円まで	6,000円	1,800円
	9,000円まで	7,000円	2,100円
	12,000円まで	8,000円	2,400円
150㎡ まで	3,000円まで	9,000円	2,700円
	6,000円まで	11,000円	3,300円
	9,000円まで	13,000円	3,800円
	12,000円まで	15,000円	4,400円
300㎡ まで	3,000円まで	14,000円	4,100円
	6,000円まで	17,000円	5,000円
	9,000円まで	20,000円	5,800円
	12,000円まで	23,000円	6,600円
450㎡ まで	3,000円まで	18,000円	5,400円
	6,000円まで	22,000円	6,500円
	9,000円まで	26,000円	7,600円
	12,000円まで	29,000円	8,700円
600㎡ まで	3,000円まで	23,000円	6,800円
	6,000円まで	28,000円	8,200円
	9,000円まで	33,000円	9,600円
	12,000円まで	37,000円	10,900円
750㎡ まで	3,000円まで	27,000円	8,100円
	6,000円まで	33,000円	9,800円
	9,000円まで	38,000円	11,400円
	12,000円まで	44,000円	13,000円
1,500㎡ まで	3,000円まで	45,000円	13,500円
	6,000円まで	54,000円	16,200円
	9,000円まで	63,000円	18,900円
	12,000円まで	72,000円	21,600円
3,000㎡ まで	3,000円まで	63,000円	18,900円
	6,000円まで	76,000円	22,700円
	9,000円まで	89,000円	26,500円
	12,000円まで	101,000円	30,300円
4,500㎡ まで	3,000円まで	81,000円	24,300円
	6,000円まで	98,000円	29,200円
	9,000円まで	114,000円	34,100円
	12,000円まで	130,000円	38,900円
4,500㎡ を超える場合	3,000円まで	99,000円	29,700円
	6,000円まで	119,000円	35,700円
	9,000円まで	139,000円	41,600円
	12,000円まで	159,000円	47,600円

標準単位料金が12,000円を超える場合の使用料は、3,000円までを増すごとに、「12,000円まで」の場合の使用料に、「3,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。



別表 8 (業種 8) の 1

## 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30 分間の教授料 (消費税額を含まないもの。以下同じ。)	月 額 使 用 料
1 人～3 人	1,000 円まで	3,000 円
	2,000 円まで	4,500 円
	3,000 円まで	6,000 円
4 人～6 人	1,000 円まで	5,000 円
	2,000 円まで	7,500 円
	3,000 円まで	10,000 円
7 人～9 人	1,000 円まで	7,000 円
	2,000 円まで	10,500 円
	3,000 円まで	14,000 円
10 人～12 人	1,000 円まで	10,000 円
	2,000 円まで	15,000 円
	3,000 円まで	20,000 円

- ① ダンス教師の数が 12 人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が 3 人までを超えるごとに、「10 人～12 人」の場合の使用料に、「1 人～3 人」の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の  $\frac{50}{100}$  の額を加算した額とする。

別表 8 (業種 8) の 2

## 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30 分間の教授料	月額使用料
60 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	6,000 円
	2,000 円まで	8,000 円
	3,000 円まで	9,000 円
120 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	9,000 円
	2,000 円まで	11,000 円
	3,000 円まで	13,000 円
180 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	12,000 円
	2,000 円まで	15,000 円
	3,000 円まで	17,000 円
240 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	15,000 円
	2,000 円まで	18,000 円
	3,000 円まで	21,000 円
300 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	18,000 円
	2,000 円まで	22,000 円
	3,000 円まで	26,000 円

- ① 面積が 300 m<sup>2</sup>を超え 900 m<sup>2</sup>までの場合の使用料は、150 m<sup>2</sup>までを増すごとに、「300 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料に、「60 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料を加算した額と

する。

- ② 面積が 900 m<sup>2</sup>を超える場合の使用料は、900 m<sup>2</sup>までの場合の使用料に、「300 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料を加算した額とする。
- ③ 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の  $\frac{20}{100}$  の額を加算した額とする。

別表9 (業種9)

面積	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料		
		月間60時間を 超え125時間 までの生演奏	月間60時間 までの生演奏	レコード 演 奏
60㎡ まで	1,000円まで	45,000円	27,000円	18,000円
	2,000円まで	54,000円	33,000円	22,000円
	3,000円まで	63,000円	38,000円	26,000円
120㎡ まで	1,000円まで	68,000円	41,000円	28,000円
	2,000円まで	82,000円	50,000円	34,000円
	3,000円まで	96,000円	58,000円	40,000円
180㎡ まで	1,000円まで	81,000円	49,000円	33,000円
	2,000円まで	98,000円	59,000円	40,000円
	3,000円まで	114,000円	69,000円	47,000円
240㎡ まで	1,000円まで	102,000円	62,000円	41,000円
	2,000円まで	123,000円	75,000円	50,000円
	3,000円まで	143,000円	87,000円	58,000円
300㎡ まで	1,000円まで	122,000円	74,000円	49,000円
	2,000円まで	147,000円	89,000円	59,000円
	3,000円まで	171,000円	104,000円	69,000円
450㎡ まで	1,000円まで	162,000円	98,000円	65,000円
	2,000円まで	195,000円	118,000円	78,000円
	3,000円まで	227,000円	138,000円	91,000円
600㎡ まで	1,000円まで	203,000円	122,000円	82,000円
	2,000円まで	244,000円	147,000円	99,000円
	3,000円まで	285,000円	171,000円	115,000円
750㎡ まで	1,000円まで	243,000円	146,000円	98,000円
	2,000円まで	292,000円	176,000円	118,000円
	3,000円まで	341,000円	205,000円	138,000円
900㎡ まで	1,000円まで	284,000円	171,000円	114,000円
	2,000円まで	341,000円	206,000円	137,000円
	3,000円まで	398,000円	240,000円	160,000円
900㎡ を超える場合	1,000円まで	405,000円	243,000円	162,000円
	2,000円まで	486,000円	292,000円	195,000円
	3,000円まで	567,000円	341,000円	227,000円

標準単位料金が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、  
「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 10 (業種 10)

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月 額 使 用 料	
		生 演 奏	レコード 演 奏
100席 まで	1,000円まで	44,000円	18,000円
	2,000円まで	53,000円	22,000円
	3,000円まで	62,000円	26,000円
200席 まで	1,000円まで	65,000円	26,000円
	2,000円まで	78,000円	32,000円
	3,000円まで	91,000円	37,000円
300席 まで	1,000円まで	87,000円	35,000円
	2,000円まで	105,000円	42,000円
	3,000円まで	122,000円	49,000円
400席 まで	1,000円まで	108,000円	44,000円
	2,000円まで	130,000円	53,000円
	3,000円まで	152,000円	62,000円
500席 まで	1,000円まで	130,000円	52,000円
	2,000円まで	156,000円	63,000円
	3,000円まで	182,000円	73,000円
750席 まで	1,000円まで	173,000円	70,000円
	2,000円まで	208,000円	84,000円
	3,000円まで	243,000円	98,000円
1,000席 まで	1,000円まで	216,000円	87,000円
	2,000円まで	260,000円	105,000円
	3,000円まで	303,000円	122,000円
1,500席 まで	1,000円まで	303,000円	122,000円
	2,000円まで	364,000円	147,000円
	3,000円まで	425,000円	171,000円
2,000席 まで	1,000円まで	389,000円	156,000円
	2,000円まで	467,000円	188,000円
	3,000円まで	545,000円	219,000円
2,000席 を超える場合	1,000円まで	476,000円	191,000円
	2,000円まで	572,000円	230,000円
	3,000円まで	667,000円	268,000円

標準単位料金が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、  
「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 11 (業種 11)

宿泊定員	施設の区分及び 演奏の 方法 宿泊料金	月 額 使 用 料		
		宴 会 場	宴会場以外の施設 (バー、スナック、ダンスホール、ディスコテークなど)	
			演 奏 等	生 演 奏
100人 まで	7,000円まで	9,000円	9,000円	6,000円
	10,000円まで	11,000円	11,000円	8,000円
	15,000円まで	13,000円	13,000円	9,000円
	20,000円まで	15,000円	15,000円	10,000円
150人 まで	7,000円まで	12,000円	13,000円	9,000円
	10,000円まで	15,000円	16,000円	11,000円
	15,000円まで	17,000円	19,000円	13,000円
	20,000円まで	20,000円	21,000円	15,000円
200人 まで	7,000円まで	14,000円	17,000円	12,000円
	10,000円まで	17,000円	21,000円	15,000円
	15,000円まで	20,000円	24,000円	17,000円
	20,000円まで	23,000円	28,000円	20,000円
300人 まで	7,000円まで	18,000円	21,000円	14,000円
	10,000円まで	22,000円	26,000円	17,000円
	15,000円まで	26,000円	30,000円	20,000円
	20,000円まで	29,000円	34,000円	23,000円
400人 まで	7,000円まで	23,000円	25,000円	17,000円
	10,000円まで	28,000円	30,000円	21,000円
	15,000円まで	33,000円	35,000円	24,000円
	20,000円まで	37,000円	40,000円	28,000円
500人 まで	7,000円まで	27,000円	33,000円	22,000円
	10,000円まで	33,000円	40,000円	27,000円
	15,000円まで	38,000円	47,000円	31,000円
	20,000円まで	44,000円	53,000円	36,000円

(1) 宿泊料金とは、客1人あたりにつき支払うことを必要とされる税引き後の  
1泊2食付き利用料金相当額をいう。

この料金に等級区分のある場合は、その算術平均額を宿泊料金とする。

(2) 宿泊料金が20,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを超えるごとに、  
「20,000円まで」の場合の使用料に、「7,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額  
を加算した額とする。

(3) 宿泊定員が500人を超え、2,000人までの場合の使用料は、250人までを超え  
るごとに、「500人まで」の場合の使用料に、「100人まで」の場合の使用料を加算  
した額とする。宿泊定員が2,000人を超える場合の使用料は、2,000人までの場  
合の使用料に、「300人まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(4) 使用料は、各区分ごとに算定し、これらを合算する。

(5) 同一区分の施設が2以上ある場合の使用料は、同一区分の各施設のうち、1の施設（以下「基準施設」という。）の使用料に、基準施設以外の施設の使用料の $\frac{10}{100}$ の額をそれぞれ加算した額とする。

この場合、各施設の使用料が異なるときは、各施設のうち最も高い使用料の施設（同額の使用料の施設が2以上ある場合は、それらのうち1の施設）を基準施設とする。

なお宴会場は、主として宴会のために設けられた場所（壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分）を1施設とする。

(6) 各施設においてカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

区分	宿泊定員	月 額 使 用 料	
		宴 会 場	宴会場以外の施設
1	50人まで	4,000円	3,500円
2	100人まで	7,500円	4,500円
3	150人まで	10,500円	7,500円
4	200人まで	13,500円	9,000円
5	300人まで	18,000円	12,000円
6	400人まで	22,500円	15,000円
7	500人まで	27,000円	18,000円

(注) 各区分の500人を超えて利用される場合の使用料は、(3)の規定を準用し計算する。

別表 12 (業種 12)

座席数	標準単位料金	月額使用料	1日あたりの 使用料
100席 まで	2,000円まで	65,000円	5,400円
	4,000円まで	78,000円	6,500円
	6,000円まで	91,000円	7,600円
200席 まで	2,000円まで	98,000円	8,100円
	4,000円まで	118,000円	9,800円
	6,000円まで	138,000円	11,400円
300席 まで	2,000円まで	130,000円	10,800円
	4,000円まで	156,000円	13,000円
	6,000円まで	182,000円	15,200円
400席 まで	2,000円まで	162,000円	13,500円
	4,000円まで	195,000円	16,200円
	6,000円まで	227,000円	18,900円
500席 まで	2,000円まで	195,000円	16,200円
	4,000円まで	234,000円	19,500円
	6,000円まで	273,000円	22,700円
750席 まで	2,000円まで	260,000円	21,600円
	4,000円まで	312,000円	26,000円
	6,000円まで	364,000円	30,300円
1,000席 まで	2,000円まで	324,000円	27,000円
	4,000円まで	389,000円	32,400円
	6,000円まで	454,000円	37,800円
1,500席 まで	2,000円まで	454,000円	37,800円
	4,000円まで	545,000円	45,400円
	6,000円まで	636,000円	53,000円
2,000席 まで	2,000円まで	584,000円	48,600円
	4,000円まで	701,000円	58,400円
	6,000円まで	818,000円	68,100円
2,000席 を超える場合	2,000円まで	713,000円	59,400円
	4,000円まで	856,000円	71,300円
	6,000円まで	999,000円	83,200円

標準単位料金が6,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを増すごとに、  
「6,000円まで」の場合の使用料に、「2,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算し  
た額とする。

別表 13 (業種 13)

座席数	標準単位料金	1日1回(公演1回) あたりの使用料
100席 まで	5,000円まで	9,000円
	10,000円まで	11,000円
	15,000円まで	13,000円
	20,000円まで	15,000円
200席 まで	5,000円まで	14,000円
	10,000円まで	17,000円
	15,000円まで	20,000円
	20,000円まで	23,000円
300席 まで	5,000円まで	18,000円
	10,000円まで	22,000円
	15,000円まで	26,000円
	20,000円まで	29,000円
400席 まで	5,000円まで	23,000円
	10,000円まで	28,000円
	15,000円まで	33,000円
	20,000円まで	37,000円
500席 まで	5,000円まで	27,000円
	10,000円まで	33,000円
	15,000円まで	38,000円
	20,000円まで	44,000円
750席 まで	5,000円まで	36,000円
	10,000円まで	44,000円
	15,000円まで	51,000円
	20,000円まで	58,000円
1,000席 まで	5,000円まで	45,000円
	10,000円まで	54,000円
	15,000円まで	63,000円
	20,000円まで	72,000円
1,500席 まで	5,000円まで	63,000円
	10,000円まで	76,000円
	15,000円まで	89,000円
	20,000円まで	101,000円
2,000席 まで	5,000円まで	81,000円
	10,000円まで	98,000円
	15,000円まで	114,000円
	20,000円まで	130,000円
2,000席 を超える場合	5,000円まで	99,000円
	10,000円まで	119,000円
	15,000円まで	139,000円
	20,000円まで	159,000円

標準単位料金が20,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、「20,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。



別表 14 (業種 14)

面 積	標 準 単 位 料 金	1 日 1 回 あ た り の 使 用 料
6 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	5, 400 円
	2, 000 円 まで	6, 500 円
	3, 000 円 まで	7, 600 円
1 2 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	8, 100 円
	2, 000 円 まで	9, 800 円
	3, 000 円 まで	11, 400 円
1 8 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	10, 800 円
	2, 000 円 まで	13, 000 円
	3, 000 円 まで	15, 200 円
2 4 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	13, 500 円
	2, 000 円 まで	16, 200 円
	3, 000 円 まで	18, 900 円
3 0 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	16, 200 円
	2, 000 円 まで	19, 500 円
	3, 000 円 まで	22, 700 円
4 5 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	21, 600 円
	2, 000 円 まで	26, 000 円
	3, 000 円 まで	30, 300 円
6 0 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	27, 000 円
	2, 000 円 まで	32, 400 円
	3, 000 円 まで	37, 800 円
7 5 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	32, 400 円
	2, 000 円 まで	38, 900 円
	3, 000 円 まで	45, 400 円
9 0 0 m <sup>2</sup> ま だ	1, 000 円 まで	37, 800 円
	2, 000 円 まで	45, 400 円
	3, 000 円 まで	53, 000 円
9 0 0 m <sup>2</sup> を 超 え る 場 合	1, 000 円 まで	54, 000 円
	2, 000 円 まで	64, 800 円
	3, 000 円 まで	75, 600 円

標準単位料金が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、  
「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 15 (業種 1 から業種 6、業種 9 及び業種 10)

座席数	演奏の方法	
	標準単位料金	月額使用料 カラオケ伴奏による歌唱
20 席まで	2,000 円まで	9,000 円
	4,000 円まで	11,000 円
	6,000 円まで	13,000 円
30 席まで	2,000 円まで	13,000 円
	4,000 円まで	16,000 円
	6,000 円まで	19,000 円
40 席まで	2,000 円まで	17,000 円
	4,000 円まで	21,000 円
	6,000 円まで	24,000 円
60 席まで	2,000 円まで	21,000 円
	4,000 円まで	26,000 円
	6,000 円まで	30,000 円
80 席まで	2,000 円まで	25,000 円
	4,000 円まで	30,000 円
	6,000 円まで	35,000 円
120 席まで	2,000 円まで	33,000 円
	4,000 円まで	40,000 円
	6,000 円まで	47,000 円
160 席まで	2,000 円まで	41,000 円
	4,000 円まで	50,000 円
	6,000 円まで	58,000 円
200 席まで	2,000 円まで	49,000 円
	4,000 円まで	59,000 円
	6,000 円まで	69,000 円
300 席まで	2,000 円まで	65,000 円
	4,000 円まで	78,000 円
	6,000 円まで	91,000 円
400 席まで	2,000 円まで	81,000 円
	4,000 円まで	98,000 円
	6,000 円まで	114,000 円
500 席まで	2,000 円まで	98,000 円
	4,000 円まで	118,000 円
	6,000 円まで	138,000 円
750 席まで	2,000 円まで	130,000 円
	4,000 円まで	156,000 円
	6,000 円まで	182,000 円
1,000 席まで	2,000 円まで	162,000 円
	4,000 円まで	195,000 円
	6,000 円まで	227,000 円
1,000 席を 超える場合	2,000 円まで	227,000 円
	4,000 円まで	273,000 円
	6,000 円まで	318,000 円

標準単位料金が 6,000 円を超える場合の使用料は、2,000 円までを増すごとに、  
「6,000 円まで」の場合の使用料に、「2,000 円まで」の場合の使用料の  $\frac{20}{100}$  の額を加算した額とする。

② ①によらない場合

別表 16 (業種 1 から業種 11 まで) の 1

生演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金・教授料 (業種 8) 又は 宿泊料金 (業種 11) 座席数(面積)	5,000 円 まで	10,000 円 まで	15,000 円 まで	20,000 円 まで	20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額
40 席 (60 m <sup>2</sup> ) まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
80 席 (120 m <sup>2</sup> ) まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
120 席 (180 m <sup>2</sup> ) まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
160 席 (240 m <sup>2</sup> ) まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
200 席 (300 m <sup>2</sup> ) まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
300 席 (450 m <sup>2</sup> ) まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
400 席 (600 m <sup>2</sup> ) まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
500 席 (750 m <sup>2</sup> ) まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
600 席 (900 m <sup>2</sup> ) まで	630 円	760 円	890 円	1,010 円	130 円
750 席 (1,125 m <sup>2</sup> ) まで	720 円	870 円	1,010 円	1,160 円	150 円
1,000 席 (1,500 m <sup>2</sup> ) まで	900 円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	180 円
1,500 席 (2,250 m <sup>2</sup> ) まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	2,020 円	260 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) まで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	2,600 円	330 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) を超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	3,170 円	400 円

別表 16 (業種 1 から業種 11 まで) の 2

レコード演奏 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金・教授料 (業種 8) 又は 宿泊料金 (業種 11) 座席数(面積)	5,000 円 まで	10,000 円 まで	15,000 円 まで	20,000 円 まで	20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額
40 席 (60 m <sup>2</sup> ) まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
80 席 (120 m <sup>2</sup> ) まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
120 席 (180 m <sup>2</sup> ) まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
160 席 (240 m <sup>2</sup> ) まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
200 席 (300 m <sup>2</sup> ) まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
300 席 (450 m <sup>2</sup> ) まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
400 席 (600 m <sup>2</sup> ) まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
500 席 (750 m <sup>2</sup> ) まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
600 席 (900 m <sup>2</sup> ) まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
750 席 (1,125 m <sup>2</sup> ) まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,000 席 (1,500 m <sup>2</sup> ) まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
1,500 席 (2,250 m <sup>2</sup> ) まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) を超える場合	800 円	960 円	1,120 円	1,280 円	160 円

別表 17（業種 12）の 1

生演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金 座席数(面積)	2,000 円 まで	4,000 円 まで	6,000 円 まで	6,000 円を超える 場合 2,000 円 までを増すごと に加算する額
100 席 (150 m <sup>2</sup> ) まで	180 円	220 円	260 円	40 円
200 席 (300 m <sup>2</sup> ) まで	270 円	330 円	380 円	60 円
300 席 (450 m <sup>2</sup> ) まで	360 円	440 円	510 円	80 円
400 席 (600 m <sup>2</sup> ) まで	450 円	540 円	630 円	90 円
500 席 (750 m <sup>2</sup> ) まで	540 円	650 円	760 円	110 円
750 席 (1,125 m <sup>2</sup> ) まで	720 円	870 円	1,010 円	150 円
1,000 席 (1,500 m <sup>2</sup> ) まで	900 円	1,080 円	1,260 円	180 円
1,500 席 (2,250 m <sup>2</sup> ) まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	260 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) まで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	330 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) を超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	400 円

別表 17（業種 12）の 2

レコード演奏 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金 座席数(面積)	2,000 円 まで	4,000 円 まで	6,000 円 まで	6,000 円を超える 場合 2,000 円 までを増すごと に加算する額
100 席 (150 m <sup>2</sup> ) まで	80 円	100 円	120 円	20 円
200 席 (300 m <sup>2</sup> ) まで	110 円	140 円	160 円	30 円
300 席 (450 m <sup>2</sup> ) まで	150 円	180 円	210 円	30 円
400 席 (600 m <sup>2</sup> ) まで	180 円	220 円	260 円	40 円
500 席 (750 m <sup>2</sup> ) まで	220 円	270 円	310 円	50 円
750 席 (1,125 m <sup>2</sup> ) まで	290 円	350 円	410 円	60 円
1,000 席 (1,500 m <sup>2</sup> ) まで	360 円	440 円	510 円	80 円
1,500 席 (2,250 m <sup>2</sup> ) まで	510 円	620 円	720 円	110 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) まで	650 円	780 円	910 円	130 円
2,000 席 (3,000 m <sup>2</sup> ) を超える場合	800 円	960 円	1,120 円	160 円

別表 18（業種 13）の 1

生演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

座席数	標準単位料金					20,000円を超える場合5,000円までを増すごとに加算する額
	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで		
100席まで	630円	760円	890円	1,010円	130円	
200席まで	950円	1,140円	1,330円	1,520円	190円	
300席まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020円	260円	
400席まで	1,580円	1,900円	2,220円	2,530円	320円	
500席まで	1,890円	2,270円	2,650円	3,030円	380円	
750席まで	2,520円	3,030円	3,530円	4,040円	510円	
1,000席まで	3,150円	3,780円	4,410円	5,040円	630円	
1,500席まで	4,410円	5,300円	6,180円	7,060円	890円	
2,000席まで	5,670円	6,810円	7,940円	9,080円	1,140円	
2,000席を超える場合	6,930円	8,320円	9,710円	11,090円	1,390円	

別表 18（業種 13）の 2

レコード演奏 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

座席数	標準単位料金					20,000円を超える場合5,000円までを増すごとに加算する額
	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで		
100席まで	260円	320円	370円	420円	60円	
200席まで	390円	470円	550円	630円	80円	
300席まで	520円	630円	730円	840円	110円	
400席まで	650円	780円	910円	1,040円	130円	
500席まで	780円	940円	1,100円	1,250円	160円	
750席まで	1,040円	1,250円	1,460円	1,670円	210円	
1,000席まで	1,300円	1,560円	1,820円	2,080円	260円	
1,500席まで	1,820円	2,190円	2,550円	2,920円	370円	
2,000席まで	2,340円	2,810円	3,280円	3,750円	470円	
2,000席を超える場合	2,860円	3,440円	4,010円	4,580円	580円	

別表 19（業種 14）の 1

生演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金 面積	1,000 円 まで	2,000 円 まで	3,000 円 まで	3,000 円を超える 場合 1,000 円 までを増すごと に加算する額
60 m <sup>2</sup> まで	360 円	440 円	510 円	80 円
120 m <sup>2</sup> まで	540 円	650 円	760 円	110 円
180 m <sup>2</sup> まで	720 円	870 円	1,010 円	150 円
240 m <sup>2</sup> まで	900 円	1,080 円	1,260 円	180 円
300 m <sup>2</sup> まで	1,080 円	1,300 円	1,520 円	220 円
450 m <sup>2</sup> まで	1,440 円	1,730 円	2,020 円	290 円
600 m <sup>2</sup> まで	1,800 円	2,160 円	2,520 円	360 円
750 m <sup>2</sup> まで	2,160 円	2,600 円	3,030 円	440 円
900 m <sup>2</sup> まで	2,520 円	3,030 円	3,530 円	510 円
900 m <sup>2</sup> を超える場合	3,600 円	4,320 円	5,040 円	720 円

別表 19（業種 14）の 2

レコード演奏 1 曲 1 回利用時間 5 分までの使用料

標準単位料金 面積	1,000 円 まで	2,000 円 まで	3,000 円 まで	3,000 円を超える 場合 1,000 円 までを増すごと に加算する額
60 m <sup>2</sup> まで	150 円	180 円	210 円	30 円
120 m <sup>2</sup> まで	230 円	280 円	330 円	50 円
180 m <sup>2</sup> まで	300 円	360 円	420 円	60 円
240 m <sup>2</sup> まで	380 円	460 円	540 円	80 円
300 m <sup>2</sup> まで	450 円	540 円	630 円	90 円
450 m <sup>2</sup> まで	600 円	720 円	840 円	120 円
600 m <sup>2</sup> まで	750 円	900 円	1,050 円	150 円
750 m <sup>2</sup> まで	900 円	1,080 円	1,260 円	180 円
900 m <sup>2</sup> まで	1,050 円	1,260 円	1,470 円	210 円
900 m <sup>2</sup> を超える場合	1,500 円	1,800 円	2,100 円	300 円

## 6 ビデオグラムの上映

ビデオグラムにより著作物を上映する場合の使用料は、本節4及び5の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### (1) 電気通信設備を用いて行う上映

CCTV（閉回路テレビ）等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとする。

- ① (ア) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入（利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入（消費税額を含まないもの）をいう。）に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た額とする。

(イ) (ア)により難い場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円とする。

- ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円とする。

### (2) その他の上映

(1)以外の場合の上映使用料は、第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料を適用する。

### (ビデオグラムの上映の備考)

- ① ビデオグラムとは、第7節ビデオグラムの規定により著作物を録音したものをいう。
- ② (1)①(ア)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ③ (1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ④ (2)の規定で準用する第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料の適用に当たっては、次のとおりとする。
- (ア) 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とする。
- (イ) 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなす。  
また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなす。

- ⑤ (2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定める。



## 第2節 放送等

放送および当該放送用の録音（以下「放送等」という。）に著作物を利用する場合（著作物を商業音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 日本放送協会

日本放送協会が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

### 2 地上波放送を行う一般放送事業者

地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

### 3 衛星放送を行う一般放送事業者

衛星放送を行う一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2)の使用料額を下回るときは、下表(2)の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とする。

(1)

区分	使用料率
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5%
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)

区分	使用料額
主として音楽番組のチャンネル	5,400,000円
総合編成のチャンネル	3,600,000円
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,800,000円

#### 4 放送大学学園

放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める。

#### 5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

年間の包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額とする。

##### (1) 放送

全国放送の場合	使用料額
利用時間5分まで	64,000円
利用時間5分までを超えるごと	64,000円

##### (2) 放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間5分まで	6,400円
利用時間5分までを超えるごと	6,400円

#### (放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 1の規定の「放送事業収入」とは、經常事業収入から、契約収納費、受信対策費、調査研究費等、未収受信料欠損償却費及び著作権の保護並びに管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ③ 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び他の放送事業者の収入を重複して計上したときはその重複計上分に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ④ 3の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除して得た額

(消費税額を含まないもの)をいう。

- ⑤ 2の規定を適用する場合で、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、2の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができる。

ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、前段の規定は適用しないものとする。この場合において、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するものとする。

- ⑥ 2の規定を適用する場合で、著作物を商業音楽として放送するとき（自己の放送のために、自己の手段によって制作した商業音楽に著作物を利用する場合を除く。）は、当分の間、当該放送に係る使用料は2の規定により算定された年額使用料にふくまれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。

類別	ラジオ商業	テレビ商業
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

- (ア) 一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議して定める。

- (イ) 同一の商業音楽を継続反復して放送する場合は、その使用料を減額することができる。

- ⑦ 2の規定が適用される一般放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用料は、2の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。

- ⑧ 3の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用して算定する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。

- ⑨ 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。

- ⑩ 5の規定を適用する場合で、同時に放送される地域が限定されているときは、放

送される地域の受信世帯数を勘案し、表(1)の使用料額を減額することができる。

⑪ 5の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とする。

(ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又は本協会の管理外の場合。

(イ) 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合。

⑫ 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難しい場合の取り扱いについては、第15節の規定を適用する。

### 第3節 映画

映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

#### 1 録音

##### (1) 普通映画

###### (イ) 主題歌および挿入歌曲

映画に主題歌又は挿入歌曲として著作物を利用する場合、当該映画について1曲の使用料を歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

利用時間 類別	5分未満	5分以上 10分未満	10分以上10分まで を超えるごとに
ニュース映画	400円	800円	800円
文化映画	1,200円	2,400円	2,400円
劇映画	4,000円	8,000円	8,000円

###### (ロ) 背景音楽

普通映画に背景音楽（当該映画のために著作されたもの。）を利用する場合は、その利用時間により使用料を下表のとおりとする。

利用時間 類別	5分未満	5分以上 10分未満	10分以上10分まで を超えるごとに
ニュース映画	200円	400円	400円
文化映画	600円	1,200円	1,200円
劇映画	2,000円	4,000円	4,000円

##### (2) テレビジョン映画

テレビジョン映画に著作物を利用する場合は、普通映画の規定による区分により各料金の $\frac{20}{100}$ をその使用料とする。ただし、テレビジョン映画を普通映画として利用する場合は、普通映画とテレビジョン映画の使用料の差額を別に支払うものとする。

## 2 上 映

(1) 映画の上映使用料は、(2)、(3)または(4)による場合のほかは、映画1本上映1回について下表のとおりとする。

定員数	類別		劇 映 画	ニ ュ ー ス 映 画	文化映画
	入場料				
500名未満	150円	未満	400円	40円	120円
	300円	未満	600円	60円	180円
	300円	以上	800円	80円	240円
1,000名未満	150円	未満	600円	60円	180円
	300円	未満	800円	80円	240円
	300円	以上	1,200円	120円	360円
1,500名未満	150円	未満	800円	80円	240円
	300円	未満	1,200円	120円	360円
	300円	以上	1,600円	160円	480円
1,500名以上	150円	未満	1,200円	120円	360円
	300円	未満	1,600円	160円	480円
	300円	以上	2,000円	200円	600円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとする。

ただし、上映時間が月間150時間未満の場合は下表の金額の $\frac{1}{2}$ 、月間50時間未満の場合は下表の金額の $\frac{1}{4}$ とし、(3)により契約の締結された映画および(4)に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合は(4)により契約の締結された映画の上映時間は、この上映時間に算入しないものとする。

定 員 数	類別		定員1名あたりの月間上映使用料			
	入場料		劇映画(ニュース映画、文化映画を併映する場合を含む)	ニュース映画だけを上映する場合	文化映画だけを上映する場合	ニュース映画と文化映画とだけを上映する場合
500名未満	150円	未満	4円	0.4円	1.2円	0.8円
	300円	未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円	以上	8円	0.8円	2.4円	1.6円
1,000名未満	150円	未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円	未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円	以上	12円	1.2円	3.6円	2.4円
1,500名未満	150円	未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円	未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円	以上	16円	1.6円	4.8円	3.2円
1,500名以上	150円	未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円	未満	16円	1.6円	4.8円	3.2円
	300円	以上	20円	2.0円	6.0円	4.0円

(3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の $\frac{20}{100}$ とする。

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）が、会員たる組合の組合員のために映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の $\frac{20}{100}$ の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとする。

(映画の備考)

- ① 本規定の「普通映画」とは、映画館その他の場所において直接スクリーンに映写する目的で製作される映画をいい、「テレビジョン映画」とは、テレビジョン放送に利用する目的で製作される映画をいう。
- ② 本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送およびテレビジョン放送を含まない。
- ③ 広告映画および漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとする。
- ④ 本規定の録音使用料は依頼料又は書下し料金を含まない。
- ⑤ 録音使用料について、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ⑥ 外国映画および前項により本規定の料金表と異なる録音使用料が定められた国内映画の上映使用料を算出する場合は、本規定の録音使用料を当該映画の録音使用料とみなす。
- ⑦ 2 上映(1)および(2)の表中の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全階指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。
- ⑧ 2 上映(1)および(2)の規定の適用については、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。



## 第4節 出版等

印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 書籍

(1) 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が本協会の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する本協会の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。

なお、書籍に定価がない場合の使用料は、3(2)の規定によるものとする。

(2) (1)以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	100,000部を超える場合
1,200円	2,400円	4,000円	6,000円	8,000円	12,000円

### 2 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	1,000,000部まで	1,000,000部を超える場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

### 3 その他の出版物等

(1) ピースなど 1 又は 2 以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に発行部数を乗じて得た額とする。

ただし、出版物に利用される著作物の一部が本協会の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する本協会の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。

なお、出版物に定価がない場合の使用料は、(2)の規定によるものとする。

(2) (1) 以外の出版物又はのれん、手拭、茶碗などの物品の場合の使用料は、その発行部数又は製作部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

ただし、歌碑、パネル、ポスターなど公衆に展示又は掲示されることを主たる目的とするもの場合は、その製作部数のいかににかかわらず、1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ 18,000 円とする。

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部まで	100,000 部を超える場合
1,800 円	3,600 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円	18,000 円

(出版等の備考)

- ① 本規定の使用料は、作詞、作曲の依頼料を含まない。
- ② 使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ③ 1(1)及び3(1)のただし書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する本協会の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。
- ④ 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から $\frac{20}{100}$ を限度として減額することができる。

## 第5節 オーディオ録音

CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物（以下本節において「CD等」という。）に著作物を専ら音声のみ利用する場合のCD等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 市販用のCD等

#### (1) 定価の明示のあるもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CD等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCD等に含まれている著作物数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

#### (2) 定価の明示のないもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき8円10銭以内とする。

### 2 背景音楽（BGM）用として貸出されるCD等

背景音楽（BGM）用として貸出すことを目的として製作するCD等に著作物を利用する場合は、当該利用者が年間契約を締結する場合に限り、録音回数及び製作枚（本）数のいかににかかわらず、年額1,200円以内とする。

### 3 その他のCD等

1又は2による場合のほか、CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき400円をCD等の複製枚（本）数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

（オーディオ録音の備考）

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② オーディオ録音の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。
- ③ 音を専ら影像の連続とともに再生することを目的とする録音物については、第3節 映画1録音の規定によるものとする。

## 第6節 オルゴール

オルゴールに著作物を利用する場合の使用料は、当該機械1個につきその庫出価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{7}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、特殊オルゴールについては、その使用料を当該機械装置1個につきその価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。

（オルゴールの備考）

- ① 本規定の使用料は作曲の依頼料を含まない。
- ② 著作物の利用目的又は利用形態等特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ③ 本規定の「特殊オルゴール」とは、電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものをいう。

## 第7節 ビデオグラム

著作物を録音し、ビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク、DVDなどに映像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のものをいう。以下同じ。）を製作する場合の使用料は、第3節の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 市販用ビデオグラム

著作物1曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

(1) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物の利用時間1分までごとに800円とする。

(2) 複製使用料 ビデオグラム1個につき、著作物の利用時間1分までごとに、次の算式によって算出した額又は3円20銭のいずれか多い額とする。

$$\text{当該ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(注1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(注2)}}{\text{著作物の累計利用時間(注3)}}$$

(消費税額を含まないもの)

(注1) 「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(注2) 「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。

(注3) 「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げたうえ累計したものをいう。

## 2 その他のビデオグラム

規定1による場合のほか、著作物1曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

- (1) 基本使用料　ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物の利用時間1分までごとに800円とする。
- (2) 複製使用料　ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに500円とする。50個を超える場合は、超える1個につき、著作物の利用時間1分までごとに7円とする。

(ビデオグラムの備考)

- ① 専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるビデオグラムについては、第3節映画1録音の規定によるものとする。
- ② 製作する市販用ビデオグラムの内容が、劇場用映画の場合又は、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が $\frac{60}{100}$ までのテレビジョン映画（アニメーションを含む）、テレビドラマ、オリジナルビデオ映画その他劇場用映画に類する映画の場合の複製使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1個につき、当該ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）に $\frac{1.75}{100}$ を乗じて得た額とする。ただし、本備考により難しい場合は、1(2)の規定を適用する。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、その利用時間を合算して算出した額とする。
- ④ ビデオグラムに演劇的音楽著作物の全編を利用する場合又はビデオグラムの全体を演劇的音楽著作物の要約又は抜粋で構成する場合で、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ⑤ 基本使用料について、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ⑥ 在外公館又は海外事業所等の邦人に視聴させる目的で、テレビジョン放送番組をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、2の規定の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。

- ⑦ ビデオグラム利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者との協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

## 第8節 有線放送

有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 有線音楽放送

音楽の提供を主たる目的とする有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、当該事業者の営業収入（加入料金収入（消費税額を含まないもの）をいう。）の $\frac{2}{100}$ とする。

### 2 有線テレビジョン放送（CATV）等

有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV事業者」という。）が、有線テレビジョン放送および当該有線テレビジョン放送用の録音に著作物を利用する場合（著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次のとおりとする。

#### (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に $1/100$ を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額を下回る場合は、②の額とする。
- ② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の各区分に定める額とする。

受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

#### (2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

##### ① CATV 放送

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円



② CATV 放送用録音

複製本数 1 本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,000 円

(有線テレビジョン放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。
- ② (1)②にある受信契約世帯数は、毎年 3 月末日の受信契約世帯数とする。
- ③ CATV 事業者が、無線テレビジョン放送の再送信を行う場合で、本協会を含む著作権・著作隣接権団体が一括して処理をするときの使用料は、本規定の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ④ (1)の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入および番組制作料収入の合算額から、広告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額および受信料にホームターミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除した額（消費税を含まないもの）をいう。

ただし、CATV 事業者の有線放送事業収入が算出できない場合は、当該 CATV 事業者の総営業収入の範囲内で利用状況等を参酌して、その有線放送事業収入相当額を定めることができる。
- ⑤ 開局年度の使用料は(1)②の規定の範囲内で、利用状況を参酌して定める。
- ⑥ (1)の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送収入が 1 年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。
- ⑦ (2)の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ 1 曲の使用料の 6/12 の額とする。
  - (ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又は本協会の管理外の場合
  - (イ) 曲において歌詞が本協会の管理外の場合

## 第9節 貸 与

商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、レコード1枚(本)1回の貸与につき下表のとおりとする。

類 別	使 用 料 額
L P 盤	50 円
シ ン グ ル 盤	15 円
コンパクトディスク	70 円
録 音 テ ー プ	50 円

- (2) 商業用レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、1店舗を単位として、下表のとおりとする。

区分	月 間 貸 与 回 数	月 額 使 用 料
1	2,500 回未満	90,000 円
2	2,500 回以上 3,000 回未満	110,000 円
3	3,000 回以上 4,000 回未満	140,000 円
4	4,000 回以上 5,000 回未満	180,000 円
5	5,000 回以上 6,000 回未満	220,000 円
6	6,000 回以上 7,000 回未満	250,000 円
7	7,000 回以上 8,000 回未満	280,000 円
8	8,000 回以上 9,000 回未満	320,000 円
9	9,000 回以上 10,000 回未満	360,000 円
10	10,000 回以上 11,000 回未満	400,000 円

月間貸与回数が11,000回以上の場合の使用料は、1,000回までを増すごとに、「10,000回以上11,000回未満」の場合の金額に、40,000円を加算した額とする。

(貸与の備考)

- ① 月間貸与回数とは、1店舗あたりの月間の平均貸与回数をいう。
- ② 月間貸与回数の算出にあたっては、貸与1回あたり次の換算率を乗ずる。

L P 盤	1
シングル盤 (17センチ)	0. 3
シングル盤 (30センチ)	0. 5
コンパクトディスク (12センチ)	1. 2
コンパクトディスク (シングル)	0. 3
コンパクトディスク (ミニアルバム)	0. 5
録音テープ	1

## 第10節 業務用通信カラオケ

放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により業務用通信カラオケ（通信カラオケのうち、カラオケ施設、社交場等の事業所を対象としたもの。以下本節において同じ。）に著作物を利用する場合（ただし、受信先における演奏・歌唱は除く。）の使用料は、次の1及び2によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く。）及び公衆送信に係るものを含むものとする。

### 1 基本使用料

#### (1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表のとおりとする。

アクセスコード数	月額使用料
500コードまで	50,000円
1,000コードまで	100,000円
2,000コードまで	200,000円
3,000コードまで	300,000円
4,000コードまで	400,000円
5,000コードまで	600,000円
6,000コードまで	800,000円
7,000コードまで	1,000,000円
8,000コードまで	1,200,000円
9,000コードまで	1,400,000円
10,000コードまで	1,600,000円
12,000コードまで	1,800,000円
14,000コードまで	2,000,000円
16,000コードまで	2,200,000円
18,000コードまで	2,400,000円
20,000コードまで	2,600,000円
20,000コードを超える場合2,000コードまでを増すごとに加算する額	200,000円

(2) (1)によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき200円とする。

2 利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバー、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という。）1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10/100の額又は950円のいずれか多い額とする。ただし、情報料の14/100の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額とする。

(2) (1)によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない。）ごとに定めるものとし、その使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき40円とする。

(業務用通信カラオケの備考)

- ① 1(1)の規定の「アクセスコード数」とは、業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては、当該コード数に97/100を乗じた数とする。
- ② 1(1)及び2(1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の25/100の額が月額基本使用料を下回る場合の月額基本使用料は、アクセスコード数にかかわらず、その利用単位使用料の総額の25/100の額とする。
- ③ ②を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。
- ④ 2(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価（消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。

- ⑤ 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入（いずれの名義をもってするかを問わない。）に170/100を乗じた額を情報料とすることができる。
- ⑥ 1(2)又は2(2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。
- (7) 再生されるべき時間が5分を超える場合は、5分までを超えるごとに、5分までの使用料に1(2)の規定の場合は200円、2(2)の規定の場合は40円をそれぞれ加算する。
- (イ) 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。
- (ウ) 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。
- ⑦ 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。

## 第 11 節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第 10 節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

### 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)

#### ① ダウンロード形式

(ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

#### ㊦ 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 7.7%または 7 円 70 銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 6 円 60 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な		1 曲 1 リクエスト当たり 5 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料	い	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ④ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%または5円60銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な		1曲1リクエスト当たり4円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	最 低 使 用 料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、月額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ⑤ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円85銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な		1曲1リクエスト当たり3円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	最 低 使 用 料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、月額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	



⑤ ㉞㉟㊱にかかわらず、着信音専用データの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の7.2%または5円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な		
	い		
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(イ) 音声番組の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

㉞ 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.7%または7円70銭または3円80銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1音声番組1リクエスト当たり6円60銭または3円30銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な		1音声番組1リクエスト当たり5円50銭または2円70銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	い		
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ① 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%または5円60銭または1円40銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1音声番組1リクエスト当たり5円または1円20銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1音声番組1リクエスト当たり4円50銭または1円10銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ㊦ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%または4円50銭または1円10銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1音声番組1リクエスト当たり3円85銭または96銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に3日または3回までの制限がある場合、且つ再生時間が10分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1音声番組1リクエスト当たり3円50銭または80銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に3日または3回までの制限がある場合、且つ再生時間が10分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2円25銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(ウ) サブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

- ㊦ 受信先の記憶装置において受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、月間の情報料および広告料等収入の7.7%または77円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

① 受信先の記憶装置において受信者のサービス契約解約後、6ヶ月以内に当該データの利用が不可能になる場合の月額使用料は、月間の情報料および広告料等収入の12%または120円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、85円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。ただし、1曲(1音声番組)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物(音声番組)の使用料は、当該情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に当該著作物(音声番組)の月間の総リクエスト回数に乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の3.5%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の1.0%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円とする。

なお、1サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数に乗じた額とすることができる。

(2) 商用配信((1)のうち、歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信)

① ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能な  
ストリーム形式

(ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれ	1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	か多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

ただし、外国の著作物が利用される場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、本表（最低使用料を除く。）にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に月間の総リクエスト回数を乗じた額とする。

(イ) 受信側のプリンタで印刷することが可能なサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

当分の間(2)①(ア)の規定を適用する。

(ウ) 受信側のプリンタで印刷することができないサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の10%または100円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式

当分の間、(1)②の規定を適用する。

- (3) 商用配信(音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合  
 ((1)、(2)の規定が適用にならない場合))

① ダウンロード形式

1曲(1コンテンツ)ごとに配信をする場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

(ア) 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲(1コンテンツ、以下本表において同じ)1リクエスト当た	1曲1リクエスト当たり5円30銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	りの情報料の6.2%または6円20銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり4円40銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- (イ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲(1コンテンツ、以下本表において同じ)1リクエスト当た	1曲1リクエスト当たり3円85銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	りの情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- (ウ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲(1コンテンツ、以下本表において同じ)1リクエスト当たりの情報料の3.6%または3円60銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円20銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	1曲1リクエスト当たり2円80銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり2円80銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- (エ) サブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の5.8%または58円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、44円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

## ② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。ただし、1曲(1コンテンツ)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物(コンテンツ)の使用料は、当該情報料の3.6%または3円60銭のいずれか多い額に当該著作物(コンテンツ)の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にか

かわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の 2.8%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.0%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の 0.8%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までのときは、日額 1,000 円とする。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。



(4) 非商用配信

① ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲 10 曲毎の年額または月額使用料は、利用形態にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、2 の規定により定めた料率または額にリクエスト回数を乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 50,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

② ストリーム形式（本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。）

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額または月額使用料は、以下の表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 30,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 3,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

## 2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1曲1リクエスト毎に定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%または歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれか多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。

(インタラクティブ配信の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用配信

情報料または広告料等収入を得て行う配信、および収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。

(イ) 非商用配信

非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が営利を目的とせず行う配信をいう。

ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。

㊦ 商業用レコード等（当該商業用レコード等にかかわる権利者の許諾を特に非商用利用として得ている場合はこの限りではない）。

㊧ 着信音（着信音専用データを含む）。

(ウ) ダウンロード形式

受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。

(エ) ストリーム形式

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

(オ) 楽曲データ

1曲の歌詞又は楽曲（歌詞と楽曲あわせて送信するものを含む）のデータで、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。

(カ) 着信音専用データ

電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が45秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう（画像などを伴うものを含む）。

(キ) 音声番組

楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものは除く）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。

(ク) サブスクリプション

受信者に対する配信提供期間をあらかじめ設定せず、受信者が配信契約を解約した後、直ちに視聴不可能になるサービスとして、1 サービスメニュー内にあらかじめ多数の楽曲データ又はコンテンツもしくは音声番組を送信可能化し、受信先の記憶装置に回数に制限無くダウンロード形式により配信（ダウンロード形式に付随して一部ストリーム形式によって配信する場合を含む。）する利用形態をいう。

ただし、1（1）①（ウ）の利用の場合においては、受信者が配信契約を解約した後、6ヶ月以内に視聴不可能になるものを含むものとする。

(ケ) コンテンツ

映像を伴う利用またはコマーシャルの利用において、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たり送信される単位をいう。

(コ) 情報料

インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。

(カ) 広告料等収入

インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

(シ) サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

(ス) 外国の著作物

当協会の委託者ではない日本国外の音楽出版者が著作権者との間に音楽出版契約を締結した著作物で、且つ当協会著作権信託契約約款第16条の定めに基づき、使用料規程第4節出版等の許諾の際の使用料を委託者の定める額としている著作物をいう。

(セ) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われ

るストリーム形式における配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないもので、著作物データの総再生時間が1曲当たり45秒以内のものに限る。

なお、1(2)の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部をサンプルとして配信するときは、その30%以上をマスクすることによる場合を含む。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうかを問わない。

(ウ) データ保管代行

本規定による許諾を得た事業者が、当該サービスの一環として専ら個人向けに、当該事業者が配信したデータの保管領域を無償で貸与するもので、当該保管領域の貸与を受けている個人以外には著作物データへのアクセスを認めないものをいう。

(ク) 媒体費

広告掲出のために広告媒体事業者へ支払う費用をいう。なお、1リクエストあたりに支払われる媒体費を媒体費単価といい、1つの広告掲出のためにあらかじめ支払う媒体費全体を媒体費総額という。

(使用料算出の単位)

- ② 本規定は、原則としてホームページ等の1サービスメニューごとに算定する。ただし、1ホームページ等に複数のサービスメニューがある場合は、規定の区分に従いサービスメニューごとに適用する規定の区分を定めた後、同一の区分のサービスメニューについては一つのサービスメニューとして使用料を算定することができる。

(商用配信規定の取扱いの特例)

- ③ 非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が広告料等収入のみを得てダウンロード形式により利用する場合(インタラクティブ配信の備考①(イ)④に該当するデータとしての利用を除く。)で、1(1)、1(2)または1(3)の各表により難しいときは、当分の間、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき年額60,000円とすることができる。なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき月額6,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。いずれの場合も同時に送信可能化する曲数が10曲を超える場合は10曲までを超えるごとに10曲までの場合の額にその額を加算した額とする。

(情報料の取扱いの特例)

- ④ 情報料がある場合で、月額定額制などリクエスト1回当たりの情報料が定められていないときの情報料は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除す等して1曲当たりの情報料相当額を算出する。ただし、サブスクリプションにおけるサービスは除く。
- ⑤ 本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額または免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

(音楽を利用している広告に関する取扱いの特例)

- ⑥ 規定1(1)から1(3)にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1コンテンツ1リクエストあたりの媒体費単価の5%に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または5,000円のいずれか多い額とする。

ただし、媒体費単価あるいはリクエスト回数が不明の場合の月額使用料は、媒体費総額(掲載期間が月を跨ぐ場合は掲載月数で除した額)の7%または5,000円のいずれか多い額を月額使用料とすることができる。

なお、再生可能な期間に制限のないダウンロード形式により配信する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定することができる。

(広告料等収入の取扱い)

- ⑦ 1 (1) ②または1 (3) ②の規定を適用する場合で、1 ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)または(イ)とすることができる。

(ア) カウント／解析が容易な場合	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニューのページのページビュー比率（またはそれに相当するもの）を乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。
(イ) カウント／解析が困難な場合	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案分して得た額を使用料算定の際の1 サービスメニュー当たりの広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、著作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず1を加えて案分する。 なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を5倍した数より、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用していない5 サービスメニュー毎に1ずつ加えることができる。

(使用料の免除)

- ⑧ データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。
- ⑨ 次の㉞、㉟、㊱のいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があったものについては、使用料を免除する。
- ㉞ 1 (1)、1 (2) または1 (3) の規定により著作物を利用する利用者が、受信者にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試聴させる場合
- ㉟ 著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作または販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該商品に収録された著作物を試聴させる場合
- ㊱ 実演家、レコード製作者またはこれらにかかる著作隣接権を有する者が、自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物を試聴させる場合

(規定が複数適用になる場合の取扱い)

- ⑩ 1 (1) から 1 (3) の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を 1 サービスメニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	当該情報料または広告料等収入 (1 (1) ①、1 (2) ①または 1 (3) ①の規定が適用になる場合は情報料収入のみ) の額を、適用となる規定の数で除した額をもとにそれぞれの規定を適用して算出するものとする。	1 曲 1 リクエスト当たり 6 円 60 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1 曲 1 リクエスト当たり 5 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低 使用 料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(音楽を広告に利用する場合の取扱い)

- ⑪ 本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

(送信可能化されている著作物の使用料)

- ⑫ 本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービスメニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含むものとする。

(本規定により難しい場合の使用料)

- ⑬ インタラクティブ配信のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定する。



## 第12節 BGM

有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、又は適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽（BGM）として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 1施設における使用料

#### (1) 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500㎡まで	6,000円
2	1,000㎡まで	10,000円
3	3,000㎡まで	20,000円
4	6,000㎡まで	30,000円
5	9,000㎡まで	40,000円
6	9,000㎡を超える場合	50,000円

#### (2) 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100人まで	6,000円
2	200人まで	10,000円
3	300人まで	20,000円
4	400人まで	30,000円
5	500人まで	40,000円
6	500人を超える場合	50,000円

### 2 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

1の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽（BGM）の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入（消費税額を含まないもの）の1/100とする。

(BGMの備考)

- ① 営業収入とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいう。
- ② 本規定中 1/100 とあるのは、平成 14 年度は 0.6/100、平成 15 年度は 0.7/100、平成 16 年度は 0.8/100、平成 17 年度は 0.9/100 とそれぞれ読み替えるものとする。  
(注) 各年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。
- ③ 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用又は露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第 38 条第 1 項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する。

## 第13節 CDグラフィックス等

音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示されるCD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等（以下本節において「CDグラフィックス等」という。）に著作物を利用する場合のCDグラフィックス等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 市販用のCDグラフィックス等

#### (1) 定価の明示のあるもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CDグラフィックス等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCDグラフィックス等に含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

#### (2) 定価の明示のないもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円以内とする。

### 2 その他のCDグラフィックス等

1による場合のほか、CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をCDグラフィックス等の複製枚（本）数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

#### (CDグラフィックス等の備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② CDグラフィックス等の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

## 第14節 カラオケ用 I Cメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示される I Cメモリーカード（以下本節において「カラオケ用 I Cメモリーカード」という。）に著作物を利用する場合のカラオケ用 I Cメモリーカード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 市販用のカラオケ用 I Cメモリーカード

#### (1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該カラオケ用 I Cメモリーカードの定価（消費税を含まないもの）の6%をそのカラオケ用 I Cメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

#### (2) 定価の明示のないもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円とする。

### 2 その他のカラオケ用 I Cメモリーカード

1による場合のほか、カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をカラオケ用 I Cメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(カラオケ用 I Cメモリーカードの備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② カラオケ用 I Cメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

## 第15節 その他

本規程の第1節乃至第14節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日(平成13年11月1日)から実施する。但し、第13節BGMの規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第9節2有線テレビジョン放送(CATV)等及び第12節インタラクティブ配信の規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1節1上演形式による演奏及び第1節2演奏会における演奏の規定については、平成15年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第12節インタラクティブ配信の規定については、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 5 節 オーディオ録音、第 13 節 C  
Dグラフィックス等、第 14 節 カラオケ用 I Cメモリーカード、第 15 節 その他の規  
定については、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 2 節 放送等及び第 11 節 インタラクティブ配信  
の規定については平成 19 年 1 月 1 日から実施する。